

**令和5年度一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた  
社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 47,543 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 820,798 千円

**【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】**

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	210,532	122,669	7,571	80,292
	老人福祉事業	115,405	11,820	8,925	94,660
	児童福祉事業	148,186	63,354	7,309	77,523
社会保険	国民健康保険事業	58,620	20,568	3,279	34,773
	後期高齢者医療事業	130,247	16,461	9,804	103,982
	介護保険事業	117,209	5,386	9,635	102,188
保健衛生	保健衛生事業	9,668	4,193	472	5,003
	疾病予防事業	30,931	24,571	548	5,812
合 計		820,798	269,022	47,543	504,233

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。